

## 給食費徴収システム機器賃貸借契約（その2）

### 仕様書

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

## 1 目的

本市では、給食費の徴収に関する情報の一元的な管理によって給食費徴収事務における課題を解決し、正確かつ効率的な給食費徴収事務を実現するため、令和3年4月から「給食費徴収システム」を稼働している。令和5年度から、給食費徴収システムを利用する職員を増加させるにあたり、クライアント端末が必要となるため、必要な機器の賃貸借を実施する。

## 2 契約名

給食費徴収システム機器賃貸借契約（その2）

## 3 賃貸借の期間

令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

## 4 機器の設置場所

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

## 5 契約の範囲

本契約の範囲は次のとおりとする。詳細は本仕様書「8 機器の調達、設置及び賃貸借に関する要件」による。

- (1) 機器の選定及び調達
- (2) 機器の搬入及び設置
- (3) 機器の賃貸借及び保守

## 6 スケジュール

- (1) 機器の搬入及び設置  
令和5年5月15日以降の本市が指定する日
- (2) 機器の賃貸借及び保守  
令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

## 7 機器賃貸借の前提

本件賃貸借契約を履行するに当たっての前提条件は次のとおりである。契約の履行に当たっては、必ずこれらの条件を考慮すること。

- (1) 給食費徴収システムの稼働  
本仕様書「1 目的」に記載のとおり、本件賃貸借契約は給食費徴収システムの稼働を目的としたものである。したがって、本契約に基づいて導入する機器については、給食費徴収システムが円滑に稼働可能な機器であること。
- (2) 想定稼働時間  
給食費徴収システムは、年度更新・新入学予定児童の登録等のバッチ処理及びバックアップ等に要する時間を除き、原則として24時間・365日の稼働を想定している。なお、保守を要する時間等に

については、別紙「機器仕様一覧」に記載のとおりである。

(3) 給食費徴収システム構築委託業者について

給食費徴収システム構築委託業者は次のとおりである。システム構築事業者への問合せ等が必要な場合は、その旨を明示した上で発注者に問合せ内容を連絡すること。

社名：日本ソフトウェアマネジメント株式会社

住所：横浜市神奈川区金港町5番地32 ベイフロント横浜

## 8 機器の調達、設置及び賃貸借に関する要件

(1) 機器の選定及び調達

ア 受注者は、別紙「機器仕様一覧」に記載する仕様を満たす機器等を調達すること。

ここに言う機器等の調達には、機器の調達の他、オペレーティングシステム等、別紙「機器仕様一覧」に記載するソフトウェアのライセンスの取得を含む。

イ 調達する機器等は全て新品であること。ただし、給食費徴収システムの動作試験等に使用した場合についてはこの限りではない。

ウ 調達する機器等については、本契約の期間中、保守用部品の供給及びオペレーティングシステムのサポート等、機器等の安定的な稼動に必要なサポートを受けられること。

(2) 機器の搬入及び設置

ア 8(1)において選定・調達した機器等については、オペレーティングシステムのセットアップを完了した上で、令和5年5月15日以降の本市が指定する日に、4に記載の場所に搬入すること。

イ 搬入・設置作業を行うに当たり、必要に応じて電源の追加及び配線等の作業を行うこと。

ウ 搬入・設置作業の完了後、機器等が起動することを確認した上で本市に当該作業が完了した旨の報告書を提出すること。

(3) 機器の賃貸借及び保守

ア 受注者は、賃貸借期間中、給食費徴収システム機器が正常に動作するために必要な保守を行い、その費用を負担すること。機器の設置後、賃貸借期間開始前においても同様とする。

イ 障害又は故障等が発生した場合、速やかに対応を行い、給食費徴収システム及び業務への影響を最小限に留めること。

ウ 保守作業の実施に当たっては、機器の設置場所の管理者の指示に従うこと。

エ 障害又は故障等に対応した場合は、その原因及び対応内容等を記載した報告書を本市に提出すること。

## 9 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本契約に係る業務を実施するに当たり、関連する法令、本市の条例、規則、要綱等を遵守すること。

(2) 契約不適合とその追完

ア 本市は、本仕様書に定める受注者の業務の成果物について、その種類、品質又は数量が契約の内

容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該不適合の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

イ 前項の規定による不適合の補修又は損害の賠償の請求は、本市が当該不適合を知った日から1年以内に行うこととする。

(3) 契約終了後の処置

ア 機器の撤去

本契約の終了時（解除の場合を含む）には、受注者は速やかに機器を撤去し、設置場所を原状に復帰すること。また、これらの作業に要する費用は受注者が負担すること。

イ 情報の消去

機器の撤去に当たっては、機器内部の情報（給食費徴収システムのプログラム及び記録された情報を含む）を全て消去し、内蔵記憶媒体を物理的に破壊すること。また、消去・破壊作業の実施に当たっては本市職員を立ち合わせることとし、作業の完了後速やかに、本市に消去作業が完了した旨の報告書を提出すること。

(4) 疑義

本仕様書や契約条項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い本市と受注者で協議し、円満に解決を図ることとする。

項目	数量	詳細項目	内容	特記
クライアントPC	1	形態	ノートパソコン	
		OS	64bit版 Microsoft Windows 11 Pro	Windows 11 Enterprise GAC 21H2を利用するためのSA権を本市が用意する。アップデート作業については受注者が実施すること。
		CPU	Core i5 1135G7 又はこれと同等以上 ※同等スペック他世代CPUも可	
		メインメモリ	8GB 以上	
		マウス	スクロール機能付きUSBマウス	
		電源	内蔵式バッテリー及びAC電源	
		光学式ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ内蔵式	
		リカバリディスク	リカバリデータディスク及びドライバズディスク	
		その他	セキュリティワイヤ(ダイヤル式)を附属させること。	
		保守	平日9時から17時までハードウェア故障の受付を行い、翌営業日までにオンサイト保守を行う保守サービスを5年間付随すること。 修理時に発生する交換部品代について費用が発生しないこと。	

項目	数量	詳細項目	内容	特記
ソフトウェア	1	OAソフト	Microsoft Office Professional Plus 2016(32bit)	
	1	ウイルス対策ソフト	Trend Micro Apex One	新規ライセンス1年分 更新ライセンス4回分 計5年分のライセンスを 取得すること。
	1	資産管理ソフト	ASSETBSE公共版 スイート・クライアントライセンス ASSETBSE ログオプション クライアントライセンス ASSETBSE クライアント保守(ライセンス) ASSETBSE クライアント保守(ログ)	令和6年10月末まで利用 可能なライセンスを取得 すること。
	1	外字管理ソフト	日立システムズ「五萬悦」ライセンス ・五萬悦web TTE利用OP V3(1L) ・五萬悦web TTE利用OP V3(1L) 5年間サポート ・五萬悦web 属性利用OP V3(1L) ・五萬悦web 属性利用OP V3(1L) 5年間サポート	
ハブ	1	ポート数	8以上 100BASE-TX、10BASE-T 自動認識対応 カスケード接続対応 フロー制御 1ポートがMDI固定又はAUTOMDI/MDI-X設定 7ポートがMDI-X固定とする設定が可能なこと。 ループ防止機能を備えること。	
		電源	電源内蔵型 ファンレス 平行2Pプラグ	
		その他	取付用マグネット付き	

## 機器設置場所一覧

機器	設置場所
すべての機器	健康給食推進室(1台)